

函館市監査公表 第1号

平成14年11月21日付けで、函館市日吉町3丁目43番15号大河内憲司ほか11名から請求のあった「地方自治法第242条第1項に基づく函館市長等措置請求書」について監査を実施したので、その結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、福島恭二監査委員および小玉陽造監査委員は、地方自治法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため、本件監査に関与していない。

平成15年1月20日

函館市監査委員 横井哲郎

函館市監査委員 佐藤憲一

## 住民監査請求に係わる監査結果

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

函館市日吉町 3 丁目 4 3 番 1 5 号	大河内 憲司
函館市富岡町 1 丁目 4 2 番 5 号	榊 清市
函館市山の手 2 丁目 5 2 番 3 3 号	田中 正博
函館市東山町 1 4 6 番地 2 7 4	田村 智
函館市駒場町 2 番 2 0 号	加藤 久次郎
函館市千代台町 7 番 5 号	木島 啓二
函館市東山町 1 9 8 番地の 4 0	山本 洋子
函館市東山町 1 9 8 番地の 4 5	築田 忠晴
函館市青柳町 1 番 1 3 - 6 0 5 号	大河内 博
函館市深堀町 3 3 番 7 号	長谷川 大
函館市中道 2 丁目 9 番 1 1 号	宮下 英三郎
函館市乃木町 7 番 1 8 号	遠藤 茂

#### 2 措置請求書の提出年月日

平成 1 4 年 1 1 月 2 1 日

#### 3 請求の内容

請求人提出の「地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に基づく函館市長等措置請求書」の要旨は、次のとおりである。

##### ( 1 ) 主張事実の内容

函館市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「交付条例」という。）に基づき交付された政務調査費は、市政の発展に資するために市政に関する調査研究のためにのみ使用される目的を持つものである。

ところが、平成 1 3 年度の収支決算報告書、支出伝票、領収書、

出張旅費および報告書等関係資料を閲覧し検討したところ，次のとおり函館市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第6条の使途基準を逸脱した違法・不当な使用があることが判明した。

ア 研究研修費の使用に関して

- （ア）領収書等の支出を証明するものの添付がない。
- （イ）旅費における日当の支出は，認められず，また，日程の取り方が不適切である。
- （ウ）研修会や懇談会における飲食費用は認められない。
- （エ）本来の研修目的に沿っておらず自己負担とすべきである。
- （オ）市政の発展に資するに値しないもので，公益的な議会活動の範疇を超える私的な研修会および懇談会である。
- （カ）研修会の内容に関する記載が不備で透明性が低い。

イ 調査旅費の使用に関して

- （ア）領収書等の支出を証明するものの添付がない。
- （イ）旅費における日当や飲食代の支出は認められない。
- （ウ）調査目的および調査地ならびに調査内容が市政の調査研究に値せず，また日程の取り方が不適切である。
- （エ）調査，視察の報告書の記載が目的に沿っておらず，極めて不十分である。
  - ・ 調査地および場所ならびに視察における対応者の記載がない。
  - ・ 報告書の内容が稀薄で市政に反映させるだけの内容がない。
  - ・ 資料の添付など，報告書の記載を補うものがない。

ウ 資料購入費の使用に関して

- （ア）書籍，雑誌等の購入において，市政や政策的な必要性，関連性が極めて薄く，社会通念上，公益的な議員活動として認められず不適切である。
- （イ）自己の趣味，教養の範囲であり，本来の目的に沿っておら

ず自己負担とすべきである。

エ 広報広聴費の使用に関して

(ア) 懇談会等の飲食代は認められず，自己負担とすべきである。

(イ) 演劇，音楽会などは，自己負担とすべきである。

(ウ) 政党自体の広報活動に属するものである。

オ 事務費の使用に関して

(ア) 携帯電話料および自宅電話料は，認められない。

(イ) 過剰な人件費は，認められない。

カ その他

(ア) 平成14年4月支払分を13年度分として処理しているのは，認められない。

(2) 措置請求

よって，各会派が用途基準に違反して使用した分に係る政務調査費12,355,550円について，函館市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう，函館市長に勧告することを求める。

## 第2 請求の要件審査

本請求は地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め，平成14年12月2日，これを受理することと決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

本件監査には，福島恭二監査委員および小玉陽造監査委員は，法第199条の2に規定する監査執行上の除斥に該当するため関与していない。

### 2 請求人の証拠の提出および陳述

平成14年12月12日，請求人に対し法第242条第6項の規

定による証拠の提出および陳述の機会を与えた。

陳述の場には、次の請求人が出席し、新たな証拠として「平成13年度函館市議会政務調査費の使途に関する申し入れについて（回答）」など9点が追加提出された。

(1) 陳述に出席した請求人

大河内 憲司，榊 清市，田中 正博，木島 啓二，  
大河内 博，長谷川 大，宮下 英三郎，遠藤 茂

(2) 陳述における補足説明の概要

請求人が陳述において述べた補足説明の概要については、以下のとおりである。

ア 市が交付条例に基づき会派に支出している政務調査費については、あくまで研究調査のために市民の税金から支給される補助金であり、私的な経費や議員としての活動資金に利用してはならないものとする。

イ 議会といえども税金を使う以上、説明責任を果たすべきで、議会が議会の自立性など都合の良い言い分で、予算執行責任者である市長や知事のチェックを拒み、監査委員も議会を特別扱いしてチェックしない現状が続けば、議会や自治体が腐敗するのは当然のことと思う。

ウ 議会側は、政務調査費の使用について、基準どおり使っており議員を信用してほしいと言うが、説明責任が全く果たされていないケースがほとんどで、現に、全国各地で政務調査費を私的に流用した事例が報告されている。

エ 政務調査費が補助金である以上は、公益性が必然的に求められるもので、その公益性を担保するためには、目的外の違法・不当な使用に対する議会内部の自己監査体制および厳密な使途基準とその運用の確立が不可欠であり、さらに、市民がその中身をチェックし、違法・不当な使用と思われるものについては、監査委員に対して監査請求をする必要がある。

オ 本件監査請求において、特に、研究研修費と調査旅費の使用

については、函館市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）を準用し、一定額の日当と宿泊料が支給され、したがって宿泊料金および交通費の領収書が全く添付されていないが、定額支給がなぜ合理的なのか疑問であり、かかる運用は、議員が自分に都合良く判断して作成したもので、市民から見ると客観的に合理性があるとは考えられない。

この件に関しては、他の事務費や資料購入費等に領収書が添付されていて、研究研修費と調査旅費の旅費については領収書が必要ないということであるが、各会派でどのような事実確認がされているのかが問題であり、領収書もなくチェックもない使用については、政務調査費の用途基準に反する違法・不当な使用と考えるものである。

### 3 監査の対象

#### (1) 監査対象事項

請求書に記載されている事項、同請求書に添付された事実証明書および請求人の陳述内容から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

ア 平成13年度に、市長が市議会各会派に対し交付した政務調査費について、交付条例および施行規則に規定する用途基準を逸脱する違法・不当な使用があるとする事項

### 4 監査対象部局

議会事務局

### 5 事情聴取

平成14年12月6日、議会事務局長ほか関係職員の出席を求めて、監査対象事項に関わる事実関係確認のため事情聴取を行った。

#### (1) 事情聴取における説明の概要

ア 政務調査費は、交付条例により、市議会議員の調査研究に資

するために必要な経費の一部を補助すると位置付けられており、広範な形で使用されるものであるが、その用途については、施行規則第6条において、用途基準が設けられ使用する経費の内容について規定されている。

イ 政務調査費の実際の使用にあたっては、会派に交付されたものであり、会派の経理責任者が用途基準に合致するか確認したうえで、会派の代表者の承認を得て支出している。

これら会派での使用については、議会事務局は関与していない。

ウ 政務調査費に係る収入および支出については、会派が収支報告書を作成し、これを代表者が議長に提出し、議長からその写しが市長に提出される。

これにより、市長は政務調査費の額の確定通知を行い、残余があれば、会派に対し額の返還を命ずることとなる。

議会事務局は、収支報告書の写しが提出された時点で、その内容および支出区分の確認をしているが、領収書の添付がないため、各会派において用途基準に従って使用しているという前提での審査を行っている。

エ 政務調査費の用途に関しては、施行規則で用途基準が定められているが、議会側において、より具体的な運用を図るため「用途基準の運用」が各会派による申し合わせにより作成されており、また、透明性を高めるために、各会派が保管する領収書および関係書類を一定期間閲覧に供し、情報公開請求があった場合には、積極的に対応しようという申し合わせがなされている。

#### 第4 監査の結果

以下、監査委員による事実関係の確認結果および判断について述べる。

##### 1 事実関係の確認

## ( 1 ) 政務調査費の交付に至る経過

函館市における政務調査費交付に至る経過についてであるが、平成12年度以前において、市では、市議会における各会派の広範な議員活動および議員の高度かつ専門的知識の養育を促進することにより、市政の一層の振興に資するため、函館市議会市政調査研究費交付要綱を定め、市政調査研究費を議会各会派に交付してきた。

また、全国の多くの自治体においても、同様の趣旨により議会各会派に対し補助金を交付していたが、法的根拠に基づいて交付していたものではなかったことから、国に対し全国市議会議長会等から法制化の要望がなされた結果、法の改正により政務調査費の交付に関する規定が法制化された。

以上の経過から、函館市においては、法制化に伴い、交付条例を制定し、平成13年度から議会各会派に政務調査費を交付している。

## ( 2 ) 政務調査費に関する規定

### ア 地方自治法

政務調査費を交付する法的根拠として、法は、平成12年5月31日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）」において、法第100条第12項（現行第13項）に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額および交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

さらに、同条第13項（現行第14項）において「政務調査費の交付を受けた会派または議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、本件改正の説明要旨では、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっている。」と述べられている。

#### イ 函館市議会政務調査費の交付に関する条例

前述に基づき函館市は、平成13年3月28日、交付条例を制定し、平成13年4月1日から施行したものであるが、交付条例第1条において、「地方自治法第100条第13項および第14項の規定に基づき、函館市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」とし、その趣旨を規定している。

さらに、交付条例は、交付対象、交付の額および方法、政務調査費の使途、収支報告書の提出、政務調査費の返還等に関して規定しているが、このうち、政務調査費の使途に関しては、交付条例第5条において、「会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定している。

また、収支報告書の提出に関しては、交付条例第6条において、「政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。」と規定するとともに、議長は、その写しを市長に送付するものとしている。

なお、政務調査費の返還に関しては、交付条例第7条において、会派は、交付額に残余がある場合に返還するとしたほか、市長は、会派が使途基準に反して政務調査費を支出したと認めるときは、当該支出した額に相当する額の政務調査費の返還を

命ずることができる」と規定している。

#### ウ 函館市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

施行規則では、政務調査費の交付手続等に関して規定されているが、このうち用途基準については、施行規則第6条において、「条例第5条の規則で定める用途基準は、別表のとおりとする。」とし、別表において以下のとおり、政務調査費の用途を6項目に区分し内容を記載している。

区 分	内 容
研究研修費	会派が行う研究会および研修会の実施に要する経費ならびに他の団体が開催する研究会、研修会等への参加に要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究に必要な先進地調査または現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報広聴費	会派が行う調査研究活動、議会活動および市の政策について市民に報告し、および広報するために要する経費ならびに会派が市民からの市政および会派の政策等に対する要望および意見を聴取するための会議の開催等に要する経費
事務費	会派が行う調査研究活動に係る事務遂行に要する経費

#### エ 用途基準の運用

政務調査費の用途に関する法規定については、前述したとおりであるが、この他、各会派自らが政務調査費の用途に関し、その使用にあたり具体的な運用について申し合わせをした「使

途基準の運用」が作成されている。

(3) 政務調査費の交付状況および額の確定状況

平成13年度における政務調査費の交付状況および額の確定状況については、以下のとおりであった。

なお、民主・市民ネットおよび市政クラブの収支報告書については、平成14年11月20日に、収支報告書の訂正、再提出がされている（政務調査費の確定額に影響なし）。

ア 政務調査費の交付状況

(単位：円)

区 分	交付決定	決定額	交 付 月 日			
民主・市民ネット	H13. 4. 9	9,240,000	H13. 4. 17	4,620,000	H13.10.10	4,620,000
市政クラブ	H13. 4. 9	6,720,000	H13. 4. 17	3,360,000		
8人 5人(変更)	H13. 6.19	4,620,000	H13. 6.19	840,000		
5人 4人(変更)	H13. 7.23	4,060,000	H13. 7.24	140,000	H13.10.10	1,680,000
公明党函館市議団	H13. 4. 9	4,200,000	H13. 4. 17	2,100,000	H13.10.10	2,100,000
新緑クラブ	H13. 4. 9	3,360,000	H13. 4. 17	1,680,000	H13.10.10	1,680,000
日本共産党函館市議団	H13. 4. 9	1,680,000	H13. 4. 17	840,000	H13.10.10	840,000
函館市議会緑風会	H13. 4. 9	1,680,000	H13. 4. 17	840,000	H13.10.10	840,000
無所属クラブ	H13. 4. 9	840,000	H13. 4. 12	420,000	H13.10. 2	420,000
市民クラブ	H13. 4. 9	840,000	H13. 4. 17	420,000	H13.10.10	420,000
ジェンダーの会	H13. 4. 9	840,000	H13. 4. 17	420,000	H13.10.10	420,000
新政21	H13. 6.19	2,100,000	H13. 6.28	840,000		
3人 4人(変更)	H13. 7.23	2,660,000	H13. 7.31	140,000	H13.10.10	1,680,000
計		29,400,000		14,700,000		14,700,000

イ 政務調査費の額の確定状況

(単位：円)

区 分	収支報告書	報告額	確定通知	確定額	戻入年月日	戻入額
民主・市民ネット	H14. 4.30	9,240,994	H14. 5.28	9,240,000		
市政クラブ	H14. 4.30	4,058,512	H14. 5.28	4,058,512	H14. 5.28	1,488
公明党函館市議団	H14. 4.30	4,160,741	H14. 5.28	4,160,741	H14. 5.28	39,259
新緑クラブ	H14. 4.30	3,310,162	H14. 5.28	3,310,162	H14. 5.28	49,838
日本共産党函館市議団	H14. 4.30	1,688,726	H14. 5.28	1,680,000		
函館市議会緑風会	H14. 4.30	1,642,275	H14. 5.28	1,642,275	H14. 5.28	37,725
無所属クラブ	H14. 4.30	851,064	H14. 5.28	840,000		
市民クラブ	H14. 4.30	761,121	H14. 5.28	761,121	H14. 5.28	78,879
ジェンダーの会	H14. 4.30	839,973	H14. 5.28	839,973	H14. 5.28	27
新政21	H14. 4.30	2,645,485	H14. 5.28	2,645,485	H14. 5.28	14,515
計		29,199,053		29,178,269		221,731

(4) 本件請求の事実確認

請求人が違法・不当な使用であると主張する会派での個々の使

用について、会派の支出伝票、出張報告書および領収書等の書面を確認するとともに、会派の経理責任者などから事情を聴取し事実確認を行ったが、その結果は、別表「住民監査請求内容調査表」のとおりであり、請求人の請求金額12,355,550円は、正しくは12,442,560円であることが確認された。

なお、事実確認の過程において、議会事務局における政務調査費の交付決定から額の確定に至るまでの事務手続きを調査した結果、その手続きは函館市補助金等交付規則に基づき、適正に執行されていることが確認された。

## 2 監査委員の判断

本件請求において、事実関係の確認結果に基づき、以下のとおり判断する。

### (1) 政務調査費の使途に関する当否の判断基準

前記のとおり政務調査費は、法第100条第13項に基づき、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、また、市は、交付条例第5条において、これを市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとしたうえで、施行規則第6条別表にその使途基準を規定しており、他に政務調査費を規定する法令はない。

したがって、政務調査費は、前述した法、交付条例および施行規則に基づいて、議会各会派が行う調査研究に資するため必要な経費として交付される補助金であると解されるものである。

また、施行規則第6条の使途基準が概括的に規定されているのは、いつ、どこで、何を、どのような目的で、どのような方法で調査研究するのかについて、会派あるいはそれに所属する議員の自主的な判断を最大限尊重しているものと思料される。

つまり「議会における会派の市政に関する調査研究」とは、その範囲が特定の具体的課題に限定されるものではなく、また、直ちに個々具体の調査研究活動の成果を上げることが求められる性

質のものでもなく、広範な分野での研究、研修、調査、視察および資料購入などにより議員の見識を高め、その結果、会派ならびに議員活動の活性化を図り、もって市政に反映されることが期待されているものと解される。

こうしたことを具体的に述べると、研究研修費については、研究研修の対象の選定およびその手法を、調査旅費については、調査目的、調査地、調査内容ならびに旅程を、決定、実施するに当たり、その判断は、各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられ、明白に調査研究活動と認められないものを除き、広範な裁量によることが認められているものと解される。

よって、本件住民監査請求については、法第100条第13項、交付条例および施行規則第6条別表の用途基準ならびに上記政務調査費に関する考え方を基本に判断することとする。

なお、各会派自らが政務調査費の用途に関して申し合わせをした「用途基準の運用」については、法令としての拘束性はないものと解せざるを得ず、本件住民監査請求の当否を判断するに当たり、これを判断基準とすることはできないと解する。

もっとも、これを尊重するか否かは、各会派ならびに個々の議員の自主自律性に委ねられているものと思料されるところである。

## (2) 個別の判断

監査委員の判断基準は前記(1)で述べたとおりであるが、請求人が主張する違法・不当な政務調査費の用途に関し、以下、政務調査費の経費区分および請求人が違法・不当とする理由に沿って、その当否を判断していくこととする。

### ア 研究研修費および調査旅費について

(ア) 旅費において、日当および宿泊料を定額としていることについて

請求人は、研究研修費および調査旅費における旅費の使用に関して、日当および宿泊料を定額としていることは、用途

基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

ところで、本件政務調査費における旅費については、旅費条例の規定に準じて使用されているものであるが、このことの当否について述べると、政務調査費の「使途基準」には調査旅費の内容として「会派が行う調査研究に必要な先進地調査または現地調査に要する経費」と規定されているだけで、他にこの経費として認める基準が示されていない。

このことから、各会派が、この経費として認める基準について、本市における旅費支給方法として確立されている旅費条例を準用していることは、違法性があるとは言えず、また、合理性および妥当性があるものと思料されるところである。

次に、旅費条例における日当および宿泊料に関する規定であるが、日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給し、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給するとされている。

なお、日当は、旅行中の昼食代およびこれらに伴う諸雑費ならびに目的地を巡回する交通費に充てるため、また、宿泊料は、宿泊料金、夕食代、朝食代および宿泊に伴う諸雑費に充てるため支給されているものである。

以上、本件研究研修費および調査旅費の使用において、旅費条例に準じて日当および宿泊料を定額としていることには、相当の合理性および妥当性があると認められることから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(イ) 旅費において、領収書の添付がないことについて

請求人は、研究研修費および調査旅費における旅費の使用に関して、日当、宿泊料ならびに鉄道賃および航空賃等の交通費の領収書の添付がないことは、使途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

ところで、現行の旅費条例において、交通費は、鉄道賃および航空賃等を路程に応じて算出し、定額で算出される日当、

宿泊料と合わせ旅費として支給され，旅行命令に従い与えられた旅費の範囲内において旅行者の裁量で使用が認められているもので，個々の支出に関する領収書は，必要ないとされているものである。

以上のことから，本件研究研修費および調査旅費の使用については，現に出張したことが報告書等により確認されれば，必ずしも旅行に要した経費の領収書の添付まで要求していないものと認められることから，請求人の主張には理由がないものと判断する。

(ウ) 旅費におけるタクシーおよびレンタカーの使用について

研究研修費および調査旅費における旅費の使用に関し，事実関係を調査確認した結果，タクシー料金およびレンタカー料金に使用しているものがあることが判明した。

これらの使用は，いずれも調査地での交通手段として用いられたものであるが，前記(ア)で述べたとおり，目的地での交通費については，旅費の日当に含まれていることから，政務調査費としての使用は認められないものである。

以上のことから，次のものについては，請求人の主張する理由とは異なるが，旅費条例に反し違法・不当な政務調査費の使用であると判断する。

なお，新緑クラブについては，請求人は，経費区分を調査旅費としているものであるが，正しくは研究研修費であることを確認した。

会 派 名	経費区分	伝票番号	使用額	使用内容
公明党函館市議団	調査旅費	6	5,770円	レンタカー料金
新緑クラブ	研究研修費	共-1 1	12,390円	レンタカー料金
函館市議会緑風会	調査旅費	2	730円	タクシー料金
合 計			18,890円	

(エ) 旅費における調査目的および日程について

請求人は、研究研修費および調査旅費における旅費の使用に関し、調査目的、調査地、調査内容が市政の調査研究に値しない不適切なもの、報告書の記載内容が極めて不十分なもの、また、旅行日程の取り方に不適切なものがあるとし、これらは、いずれも政務調査費の用途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

しかしながら、研究研修費および調査旅費における旅費の使用については、前記(1)政務調査費の用途に関する当否の判断基準で述べたとおり、各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられ、広範な裁量が認められているものであり、また、本件に関し事実関係を調査確認した結果、旅行日程と異なるような事実は確認されなかったことから、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

(オ) 旅費における過支給について

研究研修費および調査旅費における旅費の使用に関し、事実関係を調査確認した結果、事実誤認により宿泊料などが過支給となっているものがあることが判明した。

よって、次のものについては、請求人の主張する理由とは異なるが、違法・不当な政務調査費の使用であると判断する。

会 派 名	新緑クラブ
経費区分・伝票番号	研究研修費 T-47
過 支 給 額	14,800円
誤 認 の 内 容	宿泊料を2泊分29,600円とすべきところ 3泊分44,400円を支給。

会 派 名	函館市議会緑風会
経費区分・伝票番号	研究研修費 27
過 支 給 額	10,000円
誤 認 の 内 容	セミナー参加費10,000円を重複支給。

会 派 名	無所属クラブ
経費区分・伝票番号	調査旅費 14
過 支 給 額	2,560円
誤 認 の 内 容	・ 宿泊料を乙地2泊分26,600円とすべきところ甲地2泊分29,600円を支給。 ・ 鉄道賃を2,760円とすべきところ2,320円を支給。

合 計	27,360円
-----	---------

(カ) 旅費に関連する視察施設の入場料について

請求人は、研究研修費および調査旅費における旅費に関連させて、博物館など視察施設の入場料に使用することについては、市政の調査研究に値せず、また、調査視察の報告書の記載が目的に沿っておらず極めて不十分であるなどとし、これらは、いずれも政務調査費の用途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

しかしながら、政務調査のため、何を目的にどのような施設を視察するかの判断については、前記(1)で述べたとおり、各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられているものと解されることから、この意味では、請求人の主張には理由がないものと判断される。

ただし、本件、旅費に関連する視察施設の入場料が、議員個人の私的活動と区別され客観的に政務調査費の使用として認められるためには、視察施設所在地と調査地との整合性および報告書における視察施設に関連する記述が必要であると思料される。

以上の観点から、旅費に関連する視察施設の入場料の使用について事実関係を調査確認した結果、視察施設所在地が調

査地と異なり，かつ報告書において視察施設に関連する記述のないものが確認された。

よって，次のものについては，請求人の主張を一部認め違法・不当な政務調査費の使用であると判断する。

会 派 名	経費区分	伝票番号	使用額	使用 内 容
新政 2 1	調査旅費	1 0 9	4,950円	ディズニーシー 入場料
合 計			4,950円	

(キ) 研究研修費における研修会，懇談会等の開催経費および参加費について

請求人は，研究研修費として会派が主催する研修会，懇談会等の開催経費および会派として研修会等に参加する経費を使用していることについて，本来の研修目的に沿っておらず自己負担すべきである，飲食費用は認められない，また，市政の発展に資するに値しないもので，議会活動の範疇を超える私的なものが見受けられるなどとし，これらは，いずれも政務調査費の使途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

しかしながら，政務調査のため，どのような研修会，懇談会等を実施するか，あるいはどのような会に参加するか，また，懇談会等における食事，茶菓などの費用を会派の負担とするか等の判断については，前記(1)で述べたとおり各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられているものと解されることから，この意味では，請求人の主張には理由がないものと判断される。

ただし，本件，研修会，懇談会等の開催および参加経費が，議員個人の私的活動と区別され客観的に政務調査費の使用として認められるためには，支出伝票と領収書に記載されてい

る内容において、会派の活動であることとの整合性がとられていることが必要であると思料される。

以上の観点から、研修会、懇談会等の開催および参加経費の使用について事実関係を調査確認した結果、領収書の記載内容からは、交流会の参加経費であることを確認できないものが認められた。

よって、次のものについては、請求人の主張を一部認め違法・不当な政務調査費の使用であると判断する。

会派名	経費区分	伝票番号	使用額	使用内容
新政21	研究研修費	16	6,720円	交流会参加経費
合計			6,720円	

#### イ 資料購入費の使用について

請求人は、資料購入費の使用に関し、書籍、雑誌等の購入において、市政や政策的な必要性、関連性が極めて薄く、公益的な議員活動として認められないものが見受けられるなどとし、これらは、いずれも政務調査費の用途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

本件資料購入費については、用途基準において、会派が行う調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費とされているが、調査研究のため、どのような図書、資料を必要とするのかの判断については、前記(1)で述べたとおり各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられているものと解されること、また、事実関係を調査確認した結果、いずれも会派活動に係る経費であることが確認されたことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### ウ 広報広聴費の使用について

請求人は、広報広聴費の使用に関し、懇談会等の飲食代、演劇、音楽会等の入場料は自己負担とすべき、また、政党自体の

広報活動に属するものは認められないとし、これらは、いずれも政務調査費の使途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

本件広報広聴費については、使途基準において、会派が行う調査研究活動、議会活動および市の政策について市民に報告し、および広報するために要する経費ならびに会派が市民からの市政および会派の政策等に対する要望および意見を聴取するための会議の開催等に要する経費とされているが、どのような会議等を開催するか、会議等における食事、茶菓などの費用を会派の負担とするか等の判断、また、会派活動と政党活動との区別に関する判断については、前記（１）で述べたとおり各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられているものと解されることから、この意味では、請求人の主張には理由がないものと判断される。

ただし、本件、広報広聴費の使用が、議員個人の私的活動と区別され、客観的に政務調査費の使用として認められるためには、支出伝票と領収書に記載されている内容において、会派の活動であることとの整合性がとられていることが必要であると思料される。

以上の観点から、広報広聴費の使用について事実関係を調査確認した結果、会派の活動として参加した交流会に関連する公演会の会券の購入において、会派所属議員数を上回る枚数の購入があったことが確認された。

よって、次のものについては、請求人の主張を一部認め違法・不当な政務調査費の使用であると判断する。

会 派 名	経費区分	伝票番号	使用額	使用内容
民主・市民 ネット	広報広聴費	79	10,000円	会派所属議員数を 越える5名分会券
合 計			10,000円	

## エ 事務費の使用について

請求人は、事務費の使用に関して、携帯電話料および自宅電話料は認められない、また、臨時職員に夏期・冬期手当を支給するのは過剰な支給であるとし、これらは、いずれも政務調査費の使途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

本件事務費については、使途基準において、会派が行う調査研究活動に係る事務遂行に要する経費とされているが、事務費の範囲、人件費において支給額をどの水準まで認めるか等の判断については、前記（１）で述べたとおり各会派および個々の議員の自主的判断に委ねられているものと解されること、また、事実関係を調査確認した結果、いずれも会派活動に係る経費であることが確認されたことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、請求人の主張する携帯電話料および自宅電話料の使用事實はなかった。

## オ その他

請求人は、政務調査費の使用において、平成14年4月支払分を13年度分として処理しているのは認められないとし、政務調査費の使途基準に反した違法・不当な使用に当たると主張する。

これについては、事実確認の結果、平成13年度の使用分を14年4月に支払っていたことが認められたが、政務調査費の使用にあたっての年度区分に関しては、交付条例および施行規則に規定がないことから、これを違法・不当な使用とすることはできないと判断する。

### （３）個別の判断のまとめ

以上が政務調査費の使途に関する当否を判断した結果であるが、関係法令に照らし違背していると認められた使用について、これを会派別に整理すると次のとおりである。

会 派 名	件 数	使 用 額
民主・市民ネット	1	10,000円
公明党函館市議団	1	5,770円
新政 2 1	2	11,670円
新緑クラブ	2	27,190円
函館市議会緑風会	2	10,730円
無所属クラブ	1	2,560円
合 計	9	67,920円

### 3 市長に対する勧告

本件，平成13年度の政務調査費の議会各会派における使用に関し，条例，規則に違背した使用があることが判明したことから，該当する会派に対し，収支報告書の金額の訂正を求めるほか，政務調査費の額が減額となるものについては，当該分の返還を求めるなどの必要な措置を講ずるよう市長に勧告する。

なお，これらの措置については，本件勧告の日から30日以内に講じられることを求める。

### 4 監査意見

本件請求における監査委員の判断は，以上のとおりであるが，監査委員としては，今回の政務調査費の監査を通じ，法第199条第10項の規定に基づき，以下のとおり意見を述べるものである。

本件政務調査費については，議員の調査活動基盤の充実を図り，もって議会の活性化に資するため交付されているもので，その使用にあたっては，各会派の判断と責任において市民との信頼関係を確保することが求められているものであり，現状を踏まえると，今後，さらにその透明性を高める必要があると思料されることから，本制度の運用に関し次のとおり改善に努められるよう，議会事務局およ

び議会各会派に対し要望する。

- ( 1 ) 議会事務局においては、公金の支出である政務調査費の所管部局として、会派における政務調査費の専用預金口座および現金出納簿など会計帳簿の備え付けならびにその使用に係る年度区分の考え方について明確に規定するとともに、政務調査活動を制約しない範囲において、収支報告書と会派の支出伝票および証拠書類との金額照合を行うなど、必要な検査体制を整備すべきと考えるものである。
- ( 2 ) 議会各会派においては、政務調査費の使用にあたり市民への説明責任の充実をさらに図るため、会派としての使用が明らかとなるよう支出伝票の記載内容を工夫するべきと考えるところであり、また、政務調査費の使途については、そのあり方について積極的に論議し、より良い制度を構築され市政発展に寄与されることを期待したい。